

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先） 弥富市長

届出者 所 在 地 \_\_\_\_\_

事業者名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

介護保険住宅改修費の受領委任払いについての承諾書

居宅要介護被保険者等から介護保険の住宅改修に係る受領の委任の申し出があった場合は、居宅要介護被保険者等からは保険給付分を除いた自己負担額の支払を受け、保険給付分については、当該居宅要介護被保険者等の委任に基づいて支給申請を行い、受領することを承諾します。なお、住宅改修工事を行うに当たっては、次の事項を遵守します。

- 1 介護保険法第45条及び第57条に規定する住宅改修（以下「住宅改修」という。）の施工に関しては、関係法令及び弥富市介護保険住宅改修費の受領委任払いに係る事務取扱要綱（平成23年施行。以下「要綱」という。）を遵守すること。
- 2 居宅要介護被保険者等が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該居宅要介護被保険者等の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めること。
- 3 住宅改修を行うに当たっては、市、居宅介護支援事業者及び居宅予防支援事業者との連携に努めること。
- 4 居宅要介護被保険者等から、介護保険住宅改修費の受領委任払いにより住宅改修を行うことを求められた場合には、その都度、その者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間及び介護保険給付の制限に関する適用を受けていないことを確認すること。
- 5 正当な理由なく、受領委任払いによる住宅改修の施工を拒まないこと。
- 6 受領委任払いにより当該住宅改修を行うときは、その施工に係る見積書（内訳

明細書）を作成して居宅要介護被保険者等に発行し、了承を得ること。その際、当該住宅改修の内容、個所、規模、住宅改修に要する費用（保険給付分及び自己負担分の見込額の内訳を含む。）及び連絡先を明記すること。

- 7 住宅改修に関する見積書（内訳明細書）の記載事項に変更があった場合には、速やかに、その変更の内容を当該居宅要介護被保険者等に通知すること。
- 8 住宅改修費については、保険給付分を除いた自己負担額の支払を居宅要介護被保険者等から受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、当該自己負担額の支払を受けたときは、居宅要介護被保険者等に自己負担額分の領収書を発行すること。
- 9 住宅改修費を受領委任払いにより受給する居宅要介護被保険者等が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を市に通知すること。
  - (1) 不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
  - (2) 正当な理由なく、当該住宅改修を行うに当たって必要な手続等に関して協力しないとき。
- 10 居宅要介護被保険者等からの苦情等があった場合は、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、居宅要介護被保険者等の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、市、居宅介護支援事業者及び居宅予防支援事業者との協力により適切な対応を行うこと。
- 11 住宅改修の施工に伴い、登録事業者の責めに帰すべき事由により、居宅要介護被保険者等の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲内において、居宅要介護被保険者等に対してその損害を賠償すること。
- 12 登録事業者の役員若しくは従業者又はこれらの職にあった者は、業務上知り得た居宅要介護被保険者等及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 13 関係法令、要綱、この遵守事項等に違反し、その是正等について指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。また、従わない場合に登録を取り消されても異議申し立てしないこと。